

令和4年度 上里町水道事業 水質検査計画

1. 基本方針

(1) 検査地点

検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓で行います。その他、各水源にて原水の検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務付けられている項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目といたします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに残留塩素の検査は、毎日行います。水質基準項目の検査は概ね1ヶ月1回以上行うこととされている項目については1ヶ月に1回、その他の項目は、概ね3ヶ月に1回の水質検査を行います。

2. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

本町の浄水場の水源は良質な地下水のため、浄水処理は塩素消毒のみで水質基準を十分満足しており、安全で良質な水道水を供給しております。

現在、5本の水源（深井戸）より取水しておりますが、水質検査の結果からは特に水質が悪化した兆候は認められておらず、水質基準値を超えて飲用不適になったことはありません。

(1) 上里町浄水場

原水となる第 1・2・3 水源はいずれも良質な地下水で、原水の時点で水質基準値を超えたことはありません。

しかし、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素並びに硬度、蒸発残留物が水質基準値の 20%を超えた項目になるため、今後も監視を続けて行くことといたします。

(2) 第二浄水場

原水となる第 6・7 水源はいずれも良質な地下水で、原水の時点で水質基準値を超えたことはありません。

しかし、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素並びに硬度、蒸発残留物が水質基準値の 20%を超えた項目になるため、今後も監視を続けて行くことといたします。

尚、県営水道の導入によりかび臭の発生が懸念されるため、発生時期に検査を実施いたします。

3. 採水地点及び、水質検査項目、頻度

(1) 採水地点

[1] 給水栓

浄水場ごとに配水系統が分かれているため、各浄水場系統 1 ヶ所ずつ計 2 ヶ所にて検査を実施いたします。

(毎日検査)

各浄水場系統 1 ヶ所ずつ計 2 ヶ所を設定いたします。

(水質基準項目)

上里町浄水場系	古新田公園
第二浄水場系	堤調節池運動公園

[2] 浄水場の原水及び配水

原水については、水源ごと 5 ヶ所について検査を実施いたします。

配水については、水道法では給水栓での検査が義務付けられているため行いません。

(2) 水質検査項目、頻度

〔1〕 毎日検査

色及び濁り並びに残留塩素(遊離残留塩素)の検査を1日1回実施いたします。

〔2〕 水質基準項目 (51項目)

1) 1ヶ月に1回の検査項目

以下の10項目について1ヶ月に1回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

2) 3ヶ月に1回の検査項目

上記の10項目に加えて消毒副生成物11項目、硬度、蒸発残留物、シアン化合物及び塩化シアンの24項目の検査を行います。

3) 臭気物質の検査

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールがこれに該当し、県営水道を受水している第二浄水場にて、かび臭が発生するおそれがある期間に1回の検査を実施いたします。尚、上里町浄水場についても同時期に検査を実施いたします。

4) 1年に1回の検査項目

1)～3)以外項目については、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であったことから、1年に1回の検査とします。

尚、過去の検出状況から判断すると検査頻度を3年に1回まで省略できる項目もありますが、安全性を優先し1年に1回の検査とします。

5) 原水

原水については、水質基準51項目から消毒副生成物11項目と味を除いた39項目にアンモニア態窒素を加えた40項目について各水源で1年に1回の検査を行います。

また、各水源でクリプトスポリジウムの指標菌(大腸菌+嫌気性芽胞菌)の検査を3ヶ月に1回実施いたします。

〔3〕 放射性物質モニタリング調査

国が示した方針に基づき、セシウム134とセシウム137について、水道水を対象としたモニタリングを水質基準項目検査と同じ地点で3ヶ月に1回実施します。なお、これまでの検査で管理目標値(10Bq/kg)を超えたことはありません。

4. 臨時の水質検査に関する事項

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次の場合には、臨時の水質検査を行います。

- 〔1〕 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 〔2〕 水源に異常があったとき。
- 〔3〕 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき。
- 〔4〕 浄水過程に異常があったとき。
- 〔5〕 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- 〔6〕 その他特に必要があると認められるとき。

5. 水質検査の方法

〔1〕 自己検査を行う項目

毎日検査の色及び濁り並びに残留塩素（遊離残留塩素）については自己検査を行います。

〔2〕 委託検査を行う項目

毎日検査以外の検査については委託検査といたします。委託先は水道法第 20 条第 3 項に係る厚生労働大臣の登録を受けた検査機関といたします。

1) 試料の採取及び運搬方法

試料採取は、原則として当事業体が厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し、採取後 12 時間以内に検査が開始できるよう検査機関に引き渡します。検査機関は試料を保冷して検査所まで運搬します。

2) 臨時検査の取扱い

臨時検査については、状況に応じて当事業体または委託水質検査機関による採取とします。委託水質検査機関で採取する場合でも、厚生労働省告示の水質検査

査方法に従い実施し、採取後 12 時間以内に検査を開始できるよう保冷して検査所まで運搬します。

3) 検査の実施状況の確認方法

検査の記録やデータなどにより検査の実施状況を確認します。また、水質検査に関する品質管理の認証状況などを確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入りなどを実施します。

6. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

(1) 公表の方法

水質検査計画や水質検査結果については上下水道課で閲覧できるほか、ホームページを通じて公表します。

(2) お客様との連絡調整方法

ホームページ利用や意見箱等にてご意見を頂戴し、水質検査及び検査結果に対するお客様の意見を幅広く求め、次年度以降の計画に反映いたします。

7. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査の結果及びその評価並びにお客様のご意見など、総合的に検討して採水地点及び水質検査項目、頻度などについて見直しを行います。

(2) 水質検査の精度と信頼性保証に関する事項

委託検査機関に対し、検査結果の根拠となる書類の提出、精度管理の実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じ検査機関に対する日常業務確認調査を行います。

(3) 関係者との連携に関する事項

水質異常時には委託検査機関や関係省庁と連携して迅速に対応いたします。
また、埼玉県水道用水供給事業から浄水を一部受水しているため、その機関とも連絡を密にし、迅速に対応いたします。

この水質検査計画についてお客様のご意見をお寄せください。
お客様からのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先及び宛先

上里町上下水道課

〒369-0392

埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518

TEL 0495-33-4161

FAX 0495-33-4198